

労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議について

令和 6 年 1 月 25 日

(令和 7 年 6 月 30 日更新)

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進していくため、内閣官房と公正取引委員会により、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を令和 5 年 11 月 29 日に策定、公表した。

この指針の実効性を高めていく観点から、事業所管省庁に対して、業界団体を通じた指針の徹底を図らせるため、労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議を開催する。

(会議に参加するメンバー) ※は、特に対応が必要な 22 業種の所管局長

内閣官房副長官 (衆)

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理

公正取引委員会事務総局官房審議官 (取引適正化担当)

中小企業庁長官

警察庁生活安全局長 (※)

金融庁監督局長

総務省大臣官房総括審議官 (情報通信担当) (※)、

自治行政局長 (※)、情報流通行政局長 (※)、総合通信基盤局長 (※)

財務省主計局長

国税庁次長

厚生労働省健康・生活衛生局長 (※)、政策統括官 (総合政策担当)

農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)

経済産業省経済産業政策局長、製造産業局長 (※)、商務情報政策局長 (※)、

商務・サービス審議官 (※)

資源エネルギー庁長官

国土交通省総合政策局長、不動産・建設経済局長 (※)、物流・自動車局長 (※)

環境省環境再生・資源循環局長